

武蔵野市下水道総合計画見直し及び下水道事業経営の在り方等検討委員会傍聴要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、武蔵野市下水道総合計画見直し及び下水道事業経営の在り方等検討委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の公開原則）

第 2 条 委員会の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする委員会の議決があったときは、この限りでない。

（傍聴の手続）

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴受付簿に記入しなければならない。

（傍聴人の定員）

第 4 条 傍聴人の定員は、10人程度とする。

（傍聴席以外の入場禁止）

第 5 条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、委員長が職務執行上、支障があると認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第 7 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の許可なく発言しないこと。

(2) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、第2条ただし書の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、会議を円滑に進めるため、委員長の指名する係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか会議の傍聴に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年1月19日から施行する。